

農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が交付対象外

2件 不当金額(支出) 1275万円

(大阪府)

1 交付金事業の概要

株式会社なにわ花いちは、平成29年度(28年度から全額繰越し)に、農業・食品産業強化対策整備交付金事業として、大阪市において、集出荷貯蔵施設を整備した。

農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱等によれば、交付金の交付の対象となる集出荷貯蔵施設は、農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とされ、新品、新築又は新設によるものや既存施設の増築等が交付の対象とされている。また、交付対象事業費は上記の施設整備に係る工事費等とされており、既存施設の撤去に係る費用については、これらに該当しないことから、交付の対象とならないことになっている。

2 検査の結果

会社は、集出荷貯蔵施設の整備を事業費計5億7527万円(交付対象事業費5億2410万円)で実施したとして、大阪府に実績報告書を提出して、これにより交付金2億6125万円の交付を受けていた。

しかし、集出荷貯蔵施設の建設用地上にあった既存施設の撤去に係る費用は交付の対象とならないのに、会社は、その費用を交付対象事業費に含めていた。

したがって、既存施設の撤去に係る費用663万円については交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額330万円が不当と認められる。

(大分県)

1 交付金事業の概要

株式会社みらいの畑からは、平成27、28両年度に、農業・食品産業強化対策整備交付金事業として、玖珠郡玖珠町において、低コスト耐候性ハウス(以下「耐候性ハウス」)及び選果機を整備した。

強い農業づくり交付金実施要綱等によれば、耐候性ハウス等の生産技術高度化施設、選果施設等の集出荷貯蔵施設等を整備する場合は、施設内で栽培される農作物や施設に持ち込まれる農作物の作付面積等に係る要件(以下「面積要件」)を満たすことなどとされている。そして、面積要件は、中山間地域等において施設野菜栽培の取組を実施する場合にはおおむね3ha以上であることとされている。ただし、耐候性ハウスを整備する場合は、上記の面積にかかわらず、耐候性ハウスの設置実面積(耐候性ハウス内で栽培される農作物の作付面積)が500m²以上であることとされている。

2 検査の結果

会社は、耐候性ハウス(耐候性ハウス内で栽培されるトマトの作付面積9,360m²)と合わせて選果機を整備することとして、これらの整備を事業費計1億7701万円(交付対象事業費1億6390万円)で実施したとして、玖珠町に実績報告書を提出して、これにより交付金8195万円の交付を受けていた。

しかし、上記のうち、選果機は、栽培されたトマトの糖度等を測定して選別するものであり、耐候性ハウスに適用される面積要件ではなく、中山間地域等において施設野菜栽培の取組を実施する場合の3ha以上の面積要件が適用されるものであった。そして、本件選果機に持ち込まれる農作物の作付面積は、会社が整備した耐候性ハウス内で栽培するトマトの作付面積である9,360m²であり、面積要件である3ha以上を満たしていなかった。

したがって、選果機に係る費用1890万円については交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額945万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 〔国庫補助 対象事業費〕	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 〔国庫補助 対象事業費〕	不当と認め る国庫補助 金等相当額
近畿農政 局	大阪府 株式会社なにわ花 いちば (事業主体)	農業・食品産 業強化対策整 備交付金	平成 28、29	円 5億7527万 (5億2410万)	円 2億6125万	円 663万 (663万)	円 330万
九州農政 局	大分県 玖珠郡玖珠町 株式会社みらいの 畑から (事業主体)	同	27、28	1億7701万 (1億6390万)	8195万	1890万 (1890万)	945万
計	2事業主体			7億5229万 (6億8800万)	3億4320万	2553万 (2553万)	1275万